

慶應義塾大学学術情報リポジトリ  
Keio Associated Repository of Academic resources

|                  |   |
|------------------|---|
| Title            | 編集後記  |
| Sub Title        |   |
| Author           | 法学研究編集委員会(Hōgaku kenkyū henshū iinkai)  |
| Publisher        | 慶應義塾大学法学研究会   |
| Publication year | 1970  |
| Jtitle           | 法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.43, No.1 (1970. 1) ,p.253- 253   |
| JaLC DOI         |   |
| Abstract         |   |
| Notes            | 英・藤原教授退職記念論文集   |
| Genre            | Article   |
| URL              | <a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19700115-0253">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19700115-0253</a> |

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 編集後記

昨年、本塾にはじめて定年退職制度が実施されたのに伴い、法学部は、それに該当せられた小池、今泉の両先生に対しても、法学研究特集号という形で退職記念論文集を献じて、われわれの謝恩の意を表したのであるが、本年もまたこの形を踏襲して本論文集を発刊することになった次第である。

英修道先生には、昨年度は未だ定年退職年限に達せられていないが、つたのに、後進に道を開かれて自ら進んで退職せられたので、先生に教を受けた者の中から是非記念論文集を捧げたいという声が出たのであつた。本年三月には藤原守胤先生が定年退職せられるので、ここに両先生に対してもこの記念論文集を捧げるという企劃がたてられ、いまその完成をみることになつたわけである。法学部の長老教授が逐次定年退職せられるのは、われわれとして惜んで余りあるところである。英先生には、御退職になつても、法学研究に対しても昨年新学期初頭の四月号に巻頭を飾る論文を寄せられ、法学研究会のみならず、委員長自ら率先して原稿執筆の労をとられたこと再三ならず、この点でも委員会として感佩おく能わざるところである。このような気持が熟して、政治学科スタッフが是非とも両先生の退

職記念論文集を出そうという熱意を高め、ここにその実現を見た次第である。とりわけ米山前学部長が御寄稿下さったことは、われわれに対する大きな刺戟となつたが、それとともに、多事多難な学園の非常時にも拘らず、原稿を寄せられた諸学兄の御協力に対し心より御礼申上げたいと思う。このように、定年退職をされる教授が相次ぐことは、淋しい限りであるが、この先生方が数多くの後継者を残して行かれることによつて、法学部の充実をはかられたことの証左として、この記念論文集が生れたともいえるであろう。

幸い両先生とも頗る御健在であられるので、今後一層学界のために、また法学部のために御活動頂けるものと信じ、それをわれわれは切に祈念しつゝ、ささやかながらこの記念論文集を両先生に捧げる次第である。

昭和四十五年一月十日

法学研究編集委員会